

各 位

2019年5月10日



会 社 名 グローリー株式会社
代 表 者 代表取締役社長 三和元純
本 社 所 在 地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コ ー ド 番 号 6457
上 場 取 引 所 東証第一部
決 算 期 3月
問 合 せ 先 経営戦略本部 コーポレートコミュニ
ケーション部長 熊谷定子
T E L (0 7 9) 2 9 7 - 3 1 3 1

当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の 非継続（廃止）について

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本買収防衛策」といい、現在有効なプランを「本プラン」という。）を継続せず、廃止することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

当社は、2007年12月26日開催の取締役会において、本買収防衛策の導入を決定して以降、有効期間である3年ごとの定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいたうえで、本買収防衛策を継続的に導入してまいりました。導入後、中期経営計画の策定及びその実行による企業価値の向上や、配当の増加及び自己株式の取得等株主還元の充実、コーポレート・ガバナンスの強化等に積極的に取り組んでまいりました。

当社は、本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、本買収防衛策導入以降の当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策を巡る近時の動向、株主の皆様からのご意見、さらに当社からの独立性の高い委員で構成される独立委員会の各委員の意見を踏まえ、本プランの継続的導入の是非も含め、その在り方について慎重に検討してまいりました。その結果、当社は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上にあたり、本買収防衛策の必要性が相対的に低下したものと判断し、本日開催の当社取締役会において、本プランの有効期間が満了する本年6月21日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社グループの企業価値・株主共同の利益の継続的確保・向上に取り組むとともに、当社株券等に係る大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切に措置を講じてまいります。

当社は、2018年3月に創業100周年を迎え、次代を築くための新たな一歩として、「人と社会の「新たな信頼」を創造するリーディングカンパニーへ」との『長期ビジョン2028』を定め、現在、その具体的施策である『2020中期経営計画』を推進しております。当社グループは、これらの実現に向けて、グループ一丸となってさらなる企業価値向上に努めてまいります。

以上